

○ 史跡津雲貝塚

- (1) 所在地 笠岡市西大島字津雲 3897 番 1 (追加指定地)
- (2) 指定年月日 昭和 43 年 5 月 11 日 文化財保護委員会告示第 26 号
- (3) 指定地面積
- | | |
|---------|-------------------------|
| 追加指定地面積 | 1,154.00 m ² |
| 既指定地面積 | 3,578.58 m ² |
| 合計 | 4,732.58 m ² |
- (4) 所有関係 民有地
- (5) 概要

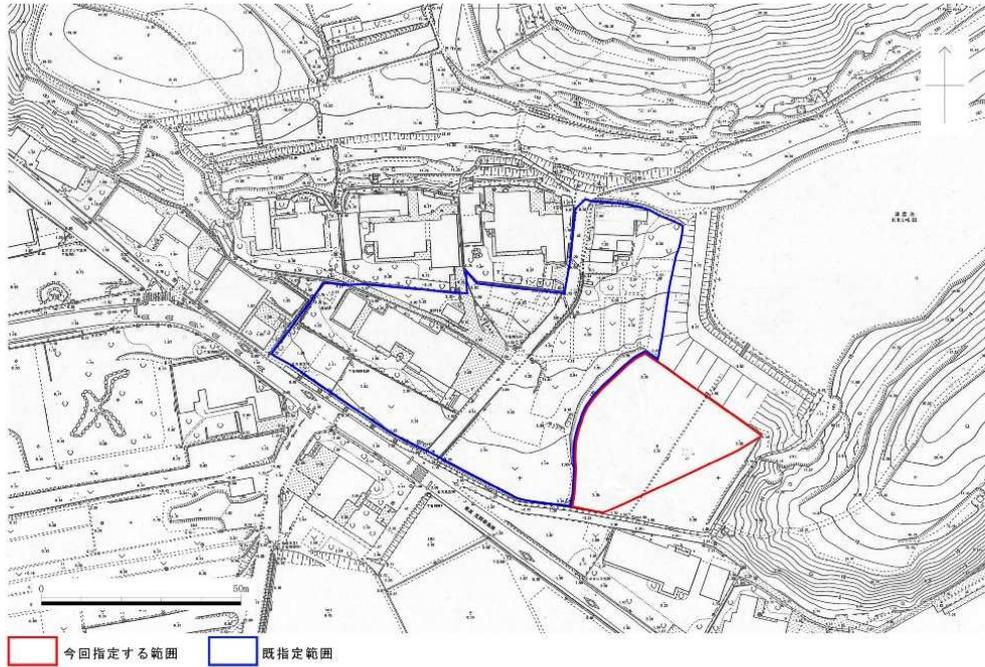
史跡津雲貝塚は、南に延びる丘陵裾に形成された扇状地に位置する縄文時代の貝塚である。東西約 80 m・南北約 70 m の範囲に及び、中心となる時期は縄文時代中期から晩期(約 5,000~2,500 年前)である。中でも後期中葉の土器は、瀬戸内地域における遺跡の年代を決めるための基準資料になっている。貝塚の中に墓域が形成されたため、埋葬人骨の残存状況が極めて良好で、大正時代には 170 体を越える多数の人骨が検出されている。出土した人骨は、形質人類学や考古学の重要な研究資料であり、縄文社会の実態解明に寄与してきた。このような内容から、昭和 43 年 5 月 11 日に国の史跡に指定され現在に至る。

(6) 追加指定

追加指定地は、既指定地東の隣接部にあたる部分等である。笠岡市教育委員会が、平成 25 年~令和元年に確認調査等を実施した結果、追加指定地には、近世の干拓による削平を免れた土層が残存し、大量の縄文時代の遺物及び動物遺存体を含むことが明らかとなった。当貝塚を取り巻く水際の地形や古環境を復元するためのデータを入力可能な場所であることが判明したことから、対象地域を追加指定し、既指定地と一体的に保護・活用を図る。



津雲貝塚位置図



津雲貝塚範囲図（赤：追加指定範囲、青：既指定範囲）



追加指定地写真（北から）



津雲貝塚（追加指定地内）出土縄文土器